

令和5年

第4回市議会定例会 意見書案第1号

総合経済対策による定額減税や低所得者世帯への支援に伴う

地方財政への影響の解決を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月8日提出

函館市議会議長 吉田崇仁様

提出者	函館市議会議員	板倉 一幸
同	同	道畑 克雄
同	同	斉藤 佐知子
同	同	福島 恭二
同	同	野沢 友志
同	同	高橋 千晶
同	同	島 昌之

総合経済対策による定額減税や低所得者世帯への支援に伴う地方財政への影響の解決を求める意見書

政府は11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」を決定しました。物価高から国民生活を守る柱の目玉策として、所得税・個人住民税の定額減税（納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税）、低所得世帯への支援（重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援）、両者の間におられる方への丁寧な対応などが盛り込まれています。

しかし、定額減税は即効性もなく、本来的には給付に改めるべきです。

岸田総理は「成長の成果である税収増等を国民に適切に還元する」といいますが、そもそも、国の経済対策に地方自治体の基幹税である個人住民税を利用すべきではありません。

また、個人住民税の減収額は、全額国費で補填するとの方針が示されていますが、穴埋めの具体的な手法や財源は今後の検討に委ねられ、所得税の減税に伴う地方交付税の減額の懸念については、具体的な対応策が示されないままです。

さらに、減税による対応、給付による対応、減税と給付の「はざま」に落ちる方への対応など、複雑な制度設計は住民が理解しがたいだけでなく、自治体の業務にも混乱が生じ、相当の負担となることも懸念されます。しかし制度設計はこれからであり、システム改修などの事務費の増加についても、国の補填は明言されていません。

よって、政府並びに国会は、仮に低額減税を実施する場合、減税や給付の制度設計に当たって、事務が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮するとともに、地方の財政運営に支障が生じないように、個人住民税の減収額はもとより、所得税の減税に伴う地方交付税の減額分についても、国の責任において確実に全額補填すること、システム改修費や人件費な

ど自治体に新たな経費が発生する場合は、全額国の負担とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁